

○伊勢広域環境組合清掃工場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 13 年 4 月 1 日

組合規則第 3 号

改正 平成 17 年 10 月 28 日

平成 19 年 2 月 26 日

平成 25 年 6 月 3 日

平成 29 年 6 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢広域環境組合清掃工場の設置及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 伊勢広域環境組合清掃工場（以下「清掃工場」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、管理者において、必要と認めるときは、あらかじめ予告して変更することができる。

- (1) 組合の休業日
- (2) その他管理者が定める日

(搬入時間)

第 3 条 清掃工場の廃棄物搬入時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(搬入制限)

第 4 条 管理者は、搬入者に対して、次の各号の 1 に該当する廃棄物の搬入を禁止するものとする。

- (1) 爆発等の危険性を有するもの
- (2) その他管理者が管理上支障があると認める廃棄物

(禁止行為)

第 5 条 何人も、清掃工場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備及び備品を破壊し、損傷し、汚損し、又はこれに落書きすること。
- (2) 所定の場所以外に物品を放置すること。
- (3) 廃棄物を散乱又は投棄すること。
- (4) 喫煙設備のない場所で喫煙すること。
- (5) 職員に面会を強要する行為
- (6) 乱暴な言動又はけんおの念を覚えさせる行為
- (7) 放歌、高唱等の喧騒にわたる行為
- (8) 公務の執行を妨害し、若しくは職員の安全をおびやかすような行為

(清掃工場又は清掃工場内の室への立入制限)

第 6 条 管理者は、清掃工場の秩序の維持又は災害防止のため必要があると認めるときは、清掃工場若しくは清掃工場内の室へ出入しようとする者に対し、その目的をただし、又は立ち入りを禁止することができる。

(措置命令等)

第 7 条 管理者は、第 5 条の規定に違反したと認めた者及び職員の指示に従わない者に対し、清掃工場への入場を否定し、退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

2 管理者は、清掃工場その他の物件に損害を与えた者に対してその損害を賠償させることができる。
(補則)

第8条 この規則で定めるもののほか、清掃工場の管理について必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月28日組合規則第2号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日組合規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月3日組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月19日組合規則第4号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。